

平成23年6月3日(金曜日)予算特別委員会

出席委員(17名)

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	横山一郎	会計管理者 (兼)会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長		

事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会予算特別委員会
平成23年6月3日(金曜日) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 議第39号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時00分

安食俊博事務局長 初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。

新宮征一臨時委員長 初めての予算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行いますので、暫時の間御協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選について

新宮征一臨時議長 日程第1、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には那須 稔委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には那須 稔委員が当選されました。

委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。那須委員長、委員長席へお願いいたします。

〔那須 稔委員 委員長席へ〕

那須 稔委員長 おはようございます。

就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様方の御推挙によりまして、予算特別委員長に就任することとなりました。厚く御礼申し上げます。

委員会における適切な予算審議が市民の負託にこたえるものと思います。今後の予算審議における皆様方の御協力をお願いしまして就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは、これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選につきましては指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には遠藤智与子委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には遠藤智与子委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任のごあいさつをお願いいたします。

遠藤智与子副委員長 想定外のことで、何とぞ、このようにふなれでございます。どうぞよろしくお願いいたします。これ一言のみです。ありがとうございました。

議 案 上 程

那須 稔委員長 日程第2、議第39号平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議 案 説 明

那須 稔委員長 日程第3、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

那須 稔委員長 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第39号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。佐藤委員。

佐藤良一委員 旧三泉小学校の土地売払ですけれども、面積はどのぐらいになるんでしょうか。

那須 稔委員長 佐藤委員に申し上げます。これは総務文教委員会の方にかかりますけれども、委員会の分科会の方で質疑をお願いしたいと思います。佐藤委員。

佐藤良一委員 面積、どのぐらいというか、全然表示になっていないものでお聞きしただけ、できればお願い申し上げます、面積。

那須 稔委員長 佐藤委員に申し上げます。この歳入につきましては、総務文教委員会の方に付託になりますので。佐藤委員、よろしいですか。はい。

では、川越委員。

川越孝男委員 委員の質疑はできるだけ保証していただきたいというふうに、委員の質疑は極力控えてほしいということですので、時間も十分あります。したがって、発言を封じるようなことでなくて取り上げていただきたいというふうに思います。

それで私、その関係についてお尋ねをしますけれども、一つは面積、それからどこに売り払うのか。そして相手方がだれなのか。相手方のその後の利活用はどうなるのか。売り払いの時期はいつなのか。そして売り払いの方法はどのような方法ですか。そして、今回出された金額は、予算上出ていますけれども、その売り払い金額の積算根拠についてお答えをいただきたいとします。

那須 稔委員長 財政課長。

丹野敏晴財政課長 それでは、面積でございますが約1,000平米でございます。それから、相手方につきましては一般競争入札で売り払うというようなことになってございますので、それに応募してきた方にお売りするということになると思います。それから時期につきましては、7月20日号あたりの市報に一般競争入札の方の公告を出したいというふうに考えております。それから積算根拠でございますが、坪単価約4万1,000円ということで見込んだところでございます。

用途の制限ということでは別に考えてございません。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 今、それぞれお答えいただいたわけでありまして、そうしますというと、取得した人が何に使ってもいいというふうになるのかどうか。一定の使用目的を、後で、いや、そんな活用ではだめだというふうになるということと問題があるというふうに思いますので、その辺についての考え方をお聞かせをいただきたいとします。

那須 稔委員長 財政課長。

丹野敏晴財政課長 何に使ってもいいというふうなことにはならないのかなというふうな気はいたします。隣が土地開発公社の方で造成した住宅地でございますので、当然工場等というふうなこと

になりますと、やはり騒音関係、まず閑静な住宅地というようなところでございますので、そのようなところの工場の立地というのは当然出てこないということでは考えております。ですから、一般住宅とか、そういう用途に活用されるのではないかとということで考えております。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 そういう状態のところだから買った人が一般住宅に供されるのではないかというふうな言い方でありますけれども、これは民法上、もちろんいろんな規制もありますけれども、取得した人の権利の中でやる、何でもいいというふうにももちろんなりませんけれども、周辺の方々に支障あるようなことであっても法的に規制かからない部分というようなことなども出てくるというふうに私は思っています。したがって、取得した人、市が処分した相手方には一定の、こうこうこういうふうなことで活用してほしいということは言うべきだというふうに、処分の際にそういうことをきちっとしておくべきだというふうに思いますけれども、そのことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

那須 稔委員長 財政課長。

丹野敏晴財政課長 一般公告の入札の条件に、そういう面で工場立地等ではなくて、一般住宅に沿うようなところでの条件というようなところでは付してまいりたいというふうに考えております。

那須 稔委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出全部について質疑はありませんか。佐藤委員。

佐藤良一委員 第8款であります。公共下水道で2,000万円支出されますけれども、今回の地震でポンプが壊れたから修理すると聞いておりますけれども、大体修理には何日間を要するのか。また、重油なのか軽油なのか、バッテリーなのかであります。その辺どのように考えているのでしょうか。

那須 稔委員長 建設管理課長。

富澤三弥建設管理課長 繰出金ということでございますけれども、詳細についてちょっと現時点でお答えできる資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 今、8款の関係で佐藤委員から質問されているわけでありますけれども、これは下水道の関係ですので、下水道課長がこの予算特別委員会に出席をして担当課長が答えるというのが筋だというふうに思いますので、委員長の方からそれを求めてください。

那須 稔委員長 休憩します。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時15分

那須 稔委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤委員。

佐藤良一委員 このたびの地震で下水道のポンプが故障しているわけであります。それに対して2,000万円を支出するわけであります。そのポンプの修理に時間をどのくらい要するのかであります。また、バッテリーなのか重油なのか、軽油なのか電気なのか、その期間をお知らせ願えればなと私思っているわけであります。やはり、またいつ地震があるかわからないわけでありますし、も

う3カ月目に入るわけでありまして、その辺を早く修理する必要があると思って私なりに質問しているわけでありまして。その経過をお願い申し上げます。

那須 稔委員長 下水道課長。

山田敏彦下水道課長 最初に、修繕に要する期間ということですが、予算が成立して、それから部品の取り寄せ、それからエンジニアの確保ということで、今月6月いっぱいまで修繕は終了する予定でございます。それから、故障の箇所でございますが、大きく分けまして、自家発電装置の中の発電部分と、それから動力部分、今回は動力部分のディーゼルエンジンの部分でございます。こちらの方につきましては、経年で、さびでピンホールができて、その関係の補修ということで、部品的には全体に及んでおりますが、中心的なところは過給機と、それから過給機の水漏れ、それから潤滑油の部分の潤滑油を冷却する装置の水漏れ、そちらの方でオイルの方と重なり合ってしっかりと潤滑作用ができなくなったという内容でございます。

以上です。

那須 稔委員長 佐藤委員。

佐藤良一委員 これに対して油の保管、そういう関係をどのように考えているのか。あと、エンジンだといろいろな資格が要るのではないかと私なりに認識しているんですけども、その辺の感じはどうなんでしょうか。仮に、電気なら電気の免許を持っている方、また油だったら油のエンジンの免許というか、いろいろエンジンをする方がいるはずなんですけれども、その辺の取り組みはどうなっているのでしょうか。

那須 稔委員長 下水道課長。

山田敏彦下水道課長 修繕の委託先というふうなことだと思うんですが、今回、いわゆる動力部分のエンジンですがヤンマーでございまして、メーカーの方から故障の原因の究明に来ていただいております。そちらの方に今回の修繕の方も委託する予定でございます。

那須 稔委員長 ほかに。内藤委員。

内藤 明委員 何回もで恐縮ですが、(「内藤委員、マイクを使ってください」の声あり)3款にかかわるもので、先ほどの国民健康保険の特別会計の繰り出しの関係です。条例に定められた積立目標額というのがありまして、基金の、これは前からいろいろ議論をしているのでありますが、かつては積立金が2億円ちょっとぐらいあって、私ども議員として減税しろ、減税しろと言って、なかなか当局はそれにこたえてくれなかった、これを盾に。結果的に減税をしていただいたことがあったんですが、もちろん初めてこうした繰入金をするということについては、先ほど言いましたように、私は評価をしますが、ただ、2,000万円の繰り入れで積み立てというふうになりますと、この目標額からすると相当かけ離れているなというふうに思うんですが、どのぐらいが適当だというふうにお考えなのかちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

那須 稔委員長 那須副市長。

那須義行副市長 国保の実際の人数は市民4万3,000人のうち1万6,000人程度ということで、約40%弱の方が国保の加入者であります。残りの60%を超える方は社会保険でありますので、いわゆる一般会計の方については社会保険の方も国保の方も押しなべて市民税等税金を払ってそれで構成しているわけけれども、そういうところから、やはり40%弱の国保を支えるためのお金を支出するということについてはあくまでも抑制的であるべきだという、基本的なそういう考え方について

は変わっていないわけでありますので、具体的な目標額、そういうものについてはありませんので、できるだけ抑制的にというのが基本的な考え方だというふうに考えております。

那須 稔委員長 内藤委員。

内藤 明委員 その辺が私と見解を異にするんですが、先ほど言いましたように、国保というのは、何ていいますか、将来的にリタイアしたり、あるいは勤めておったところがリストラになったりすると、そうしたところでやはり国保に皆加入するわけですよ。ですから、それは一般的にすべきでないというようなお話でありましたが、私は、これはしてしかるべきというふうに思いますけれども。そこでこれに関連するわけですが、給付基金の積立金はどのぐらいが適当であるというふうにお考えなのかということなんですよ、そういうことを聞いているんです。

那須 稔委員長 健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 手元に計算したものはございませんけれども、通常、基金という意味で申しあげますと、委員御存じのようにルール分がございますので、それですと大体3億円ぐらい基金としては持つべきだというような数字は算出されています。ただ、御案内のとおり、ここ数年はその目標に立ったところの基金は持ち得ないと。つまり、それは私どもだけではないのですけれども、基金の性格上、例えばインフルエンザとか、あるいは急に医療費がかかる場合の基金の取り崩しというのが基本的な線でございますので、そういった部分では3億何ぼになります。

那須 稔委員長 内藤委員。

内藤 明委員 社会的な条件によっていろいろ変わるということは私も理解しています。これ以上、ここでどうのこうの言っても、前の状況と今の状況が変わっているということは私も十分理解はしますが、ただ、一定のものが無いと。今、課長が答弁されましたように、先ほど言ったようなインフルエンザが蔓延するなどということになりますと底をつくというような状況になりますので、そうしたところも踏まえてぜひ対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

那須 稔委員長 ほかに。川越委員。

川越孝男委員 3款の国保に対する2,000万円の繰り出しの関係でありますけれども、本会議でもお尋ねをしました、条例の改正の部分で。国保の案分率の改定のお尋ねをしたんですが、シミュレーションの部分、先ほど口頭で途中までありましたけれども、これがやはり私、このことの是非、2,000万円の繰り出しの是非を考える上で、ここで審議をする上でそのシミュレーションのものが実は必要なんです。というのは、前に国保税条例の改正もしました。対象の限度の引き上げもしました。したがって、国保の中間層の人に非常に負担がある。高額者はもう限度があるわけですから、上の人はそれで終わりというふうなことなものであるから、被保険者の所得の能力に応じて負担をしてもらうという意味では高額者からも負担をもらうということがないということ、全体的に公平なものにならないというふうなことで、この前の引き上げについては私同意した。ただ、税の案分が今回出されているわけでありますから、やはりそのことを知る、あるいは中身を検討する上でも資料が必要なんですね。したがって、本会議では後で個人的にもらおうというふうに思って、もらえるような状況だったんですが、ここに間に合っていないというふうなことでありますので、委員長からこういう状況を判断して、予算特別委員会として中身の審査に入っているわけですから、本会議では総括的なものでやって、したがって、委員長から皆さんに諮っていただいて資料の提出

をしていただくように、委員長の特段の御配慮をお願いをしたいと思います。

那須 稔委員長 川越委員に申し上げます。本委員会での資料請求は動議によって行っていただくことになっておりますが、動議という請求でよろしいですか。

川越孝男委員 動議としてやることと、それを委員長自身が審査する上で当然だなというふうにして、委員長の職権でみんなに諮って、そしてみんなの同意でということも議会のルールとしてはあるわけありますから、私は動議という前に委員長がその必要性を認めて、そういう話がありまされどもどうですかというようなことで、こういうふうにしたいと思いますけれども、これに御異議ございませんかという、こういう手法もありますので、ぜひ委員長にそのことをまずお願いしているんです。

那須 稔委員長 本委員会での資料請求は動議によって行っておりますので、動議として要求ということで、こちらで解させていただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時31分

那須 稔委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、川越委員から資料の提出を求める動議が提出をされましたので、これを議題として採決をいたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員起立〕

起立少数であります。よって、本動議は否決をされました。

すみません、動議については1人でも委員会の場合は成立をしますもので、川越さんが1人動議を求めましたから、こちらで動議は成立したものであるということで、今諮らせていただきました。委員会の場合は1人で動議は成立しますもので、川越さんは動議を提出したものと、このようにこちらでは解釈して、それぞれ動議は成立したものであるということで、今動議を諮らせてもらいました。よろしいでしょうか。はい。

議事進行をいたします。

ほかに、川越委員。

川越孝男委員 重要な審査をする上で重要な資料が出ませんので、本会議では途中までで省略しましたけれども、少しゆっくり説明をしていただきたいと思います。全部記録しますので、メモしますので。お願いをします。

那須 稔委員長 健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 すみません、ではゆっくり申し上げます。

総所得金額33万円未満、速いですが、1,948世帯です。これは、35.6%になります。33万円以上82万円未満ですが857世帯、15.7%になります。次に、82万円以上138万円未満です。970世帯、17.7%です。ここまでが軽減世帯になってございます。138万円以上200万円未満705世帯、12.9%。200万円以上300万円未満です。ここからは100万円単位になります。512世帯、9.4%。300万円以上400万円未満ですが219、4%。400万円以上500万円未満、106世帯、1.9%。500万円以上600万円未

満47世帯、0.9%。600万円以上700万円未満34世帯、0.6%。700万円以上800万円未満15世帯、0.3%。総所得の金額の範囲ですが、800万円以上、このランクになってございますが59世帯、1.1%。総所得金額の範囲はそのようなことで押さえているところであります。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 今、世帯の所得ごとの階層を出していただきましたけれども、前もお尋ねをしているんですが、国保の被保険者で所得の最高額というのは幾らの人がいらっしゃるのか。800万円以上15世帯の方がいるんですが、これをまず教えていただきたいと思います。

那須 稔委員長 健康福祉課長。

那須吉雄健康福祉課長 シミュレーションの中では、今申しあげた前提が、特に試算例ということで前回税務課長からあったように、資産割である固定資産税を8万円という設定をして、さらに夫が世帯主で40歳以上、妻も40歳以上、そして子の3人世帯という標準で試算例としてございますので、そういった中でしますと、委員からの御質問についてそこまでは調査といいますか、シミュレーションではまだ出ていないところです。

ただ、平成22年度の状況につきまして、あるいは平成21年度の状況などを見ますと、例えば平成21年度の当初賦課では最高では3,000万円、総所得金額になりますが、3,000万円を超えた、3,400万円ぐらいでしたでしょうか。それから、22年度の当初賦課でも最高の方はたしか2,400万円ぐらいの方がいたということでの調査はしてございます。

以上です。

那須 稔委員長 川越委員。

川越孝男委員 やはり制度として、先ほど来、あるいは本会議でも内藤委員からは制度的なものの課題も提起されていますけれども、やはりここが、国保の被保険者の税の負担の公平性ということからすれば、市的にはこの部分がきちっとわかって、みんな納得して、ああ、そういうことなのかというふうなことが極めて重要な部分だというふうに思うんです。あと、制度として国の方に求めなければならないとか、これはまた別な部分としてありますけれども、寒河江市的にはこの辺の部分が極めて重要だというふうに思いますので、さらにそこら辺を解明しながら分科会で、これは厚生で審議されるわけでありまして、十分説明して、納得できて分科会の結論が出せるように、当局の方にそういう丁寧な説明をしていただくようお願いをしておきます。

那須 稔委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

那須 稔委員長 日程第5、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付をしております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第39号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第10款
厚生分科会	議第39号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款
建設経済分科会	議第39号第1表中歳出第6款、歳出第7款、議第8款

散 会 午前10時40分

那須 稔委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。